

電話機リース問題の構造(2)

弁護士 住田 浩史

第1 はじめに―「電話機リース問題」から「提携リース問題」へ

拙稿「電話機リース問題の構造(1)」^{*1}では、いわゆる電話機リース問題について、2005年12月に経済産業省その他が注意喚起を行って以降、主として特定商取引法の活用による裁判外・裁判上の解決が一定集積されてきたことを紹介した。

しかしながら、現在も、いわゆる提携リースによる被害は未だ解決していないどころか、質・量ともに拡大しており、事態は悪化している。リース事業協会によれば、小口リース取引に関して寄せられた苦情件数は2007年度は3778件、2008年度は4249件、2009年度は4532件と増加の一途を辿っている。そして、リース契約の対象となる物件も、ホームページ、ソフトウェア、複合機、セキュリティ機器と、電話機以外の物件が急増している^{*2}。

この状況から2つのことがいえる。「電話機」は売りにくくなったが、その他の物件ならまだ売れる、まだまだ提携リースという手法には悪用できる余地がある、そのようなSの目論見がはっきりとみとれる。そして、経済産業省の注意喚起から5年以上経過しても、リース業界が、Sに対する有効な指導監督を全く行っておらず、提携リースの問題について自ら解決する能力を欠いているということもまた同様に明らかとなった。

本稿においては、新たなリース被害類型を紹介した上で、提携リースにおける根本的、本質的問題を明らかにする。

第2 新たな類型：役務提供リースと次々リース

1 役務提供リース、ホームページリース

新たな類型の中でもっとも被害が多いのがホームページリース、すなわち、ホームページの制作やメンテナンス、サーバーの使用という役務の提供を実質上のリース物件とするリースである。

ところで、ホームページ制作その他の業務それ自体は役務であるから、本来的にはファイナンスリースの対象としてのリース物件にはなり得な

い。SやLも、あえて「ホームページ」をリース物件とはしていない。基本的には役務とは直接関係のない、ホームページ作成ソフトウェア(Sは使わない。非売品であり、市価をつきとめられにくいものがほとんどである)、パソコン、パソコン用カメラ、セキュリティ機器などをダミー商材として用いて、リース契約の形式を借用するのである。

このようにリース契約の法形式を借用するSの狙いは、第一に、①一括前払現金支払いが実現できる、ということにある。本来、ホームページ制作は請負契約であるし、メンテナンスやサーバー利用料はその都度または一定の期間ごとに発生すべきものである。しかし、ここでリースという形式をとれば、Lから一括で全額を取得できるのである。Sによっては、最初の数ヶ月はリース料を負担するからなどと約束して、ホームページの作成に全く着手しない段階で、リース契約を締結させることもある。次に、②問題があってもUから途中で解約ができない、という狙いもある。リース契約という体裁をとれば、Uは中途解約はできない。Lとしても立替払(信販契約)のように抗弁権の接続をもって対抗されることもなく、Lは、詐欺的な勧誘を行うSであっても安心して提携することができる。さらに、③価格の決定過程をブラックボックス化できる、というのも大きなメリットである。通常のホームページ制作契約であれば細かな見積もりがなされるのが当然であるが、「リース料」というマジックワードを用いることで、あるいは、「ソフトウェア代」という名目で、全く明細を明らかにせずに異常に高額なリース料を設定でき、Uからも疑問を持たれにくい。そして、上記のビジネスモデルの当然の帰結として、④Sの倒産や債務不履行が続出する。Sは、既にLから全額の支払を受けて目的を果たしているから、アフターフォローを行う動機がない。また、Sの倒産によって、ホームページが作成されないまま、多額のリース料の支払いのみが残るUも多数存在する。

このようなホームページリースの被害の続発については、Sに詐欺等の問題があることは当然として、そもそもリース契約の脱法であることは明らかであるにもかかわらず、契約当事者であるLが何ら契約内容を確認せず、提携関係にあるS任せにしていることに問題の根本がある^{*3}。

2 次々リース

次々リースは、いわゆる次々商法のひとつであるが、リースという法形式を用いることで、その危険性、悪質性はさらに大きくなる。この次々リースを行って倒産したSによる被害が全国で続発している。

次々リースとは、ある物件につきリース契約を締結させた後、必要がないにもかかわらず、「より高機能になる」「リース料が安くなる」などと述べて1年～2年という早いスパンで次々とリース契約を締結させていくという手法である。

そうすると、Uのもとには、当然、旧リース契約の支払いが残ることとなる。しかしながら、Sによっては、旧リース契約によって生じるリース料月額分の毎月キックバックを確認する、あるいは中途解約手数料を一括で肩代わりするという勧誘がなされる場合もある。さらに、リース物件を実際には納入しない(空リース)、他で既にリース物件となっている物件を別のUのところに持ち込んでリース契約を締結する(多重リース)などが頻繁に行われているケースもある。また、個別のリース契約をみても、いわゆる悪質電話機リース事件と同様、リース料が極めて高額に設定されているケースが多い。

Sは、このような手法を駆使して次々とリース契約を締結し、Lから物件代金を一括で受け取る、この中からUへのキックバック分や解約手数料を負担しなければならないので、結局は蛸が自分の足を食べているようなものであり、破綻必至である。

昨今、このような手法をとったSの倒産が相次いでいるが、これによって、Sからの支払いがなくなったUには、おびただしい数のリース契約とリース料の支払いが残っているのである。Uの被害額は、数百万円から1000万円を超えるケースも珍しくない。

このような次々リース被害も、Sに詐欺等の問題があることは当然として、異常なリース契約がなされているにもかかわらず、やはり、契約当事者であるLが何ら契約内容を確認せず、提携関係にあるS任せにしていることに問題の根本がある。

第3 提携リース問題の本質：LとSの提携関係の評価

上記見てきたように、提携リース契約の問題の本質は、リース物件が電話機かどうかではなく、どうやら、LがSを自社の営業マン代わりに用いてリー

ス契約を推しすすめてきたにもかかわらず、全てをS任せにして、自らでは何らのチェック能力を果たさなかったことにあるようである。

以下では、Lにどのような義務があり、これを怠った場合どのような責任を負うべきかについて考察する。

1 代理関係：本人L－代理人S

提携リースにおいては、一般的には、Lは、本件リース契約に先立ち、Sとの間で業務提携契約を締結し、同社に対し、リース契約締結についての包括的代理権を授与しているものと考えられる。

具体的には、Lは、Sに対し、①Uに、Lとの間のリース契約締結を勧誘すること、②Lのリース契約の契約書式をUに提示すること、③Uにリース契約締結の諾否決定させるに際しての契約内容の説明を行うこと、④リース対象物件の価格、納期、仕様のすべてをUとの間で決定すること、⑤Uからのリース契約申込みの意思表示を受領すること、⑥リース契約の諾否をUに通知すること、⑦リース物件をUの搬入指定先に搬入し、受領を確認すること、等の各権限を与え、リース契約の勧誘、契約締結、契約に基づく履行の全場面において主要な委任事務処理権限を付与している。

民法101条1項により詐欺の有無は代理人について判断される(大判明治39年3月31日)。したがって、リース契約においても代理人であるSにつき詐欺行為の有無が判断され、その効果が本人であるLに及ぶこととなる⁴。Lは、Sが行った詐欺等により、リース契約が取り消されることを甘受しなければならない。

2 締約補助関係：契約当事者L－締約補助者S

締約補助者とは、契約締結のために使用される補助者であるが、締約補助者には、もう一つの契約補助者である履行補助者の法理が類推される⁵。

履行補助者の法理は、信義則上、債務者が履行補助者を活用してその活動領域を人的に拡張し、そこから収益を得る可能性を高めている以上それによる危険も負担すべきという報償責任的観点や、一般的衡平の観点に根拠が求められる。締約補助者の詐欺により相手方が意思表示をなしたときは、本人がこれを知れると否とを問わず、相手方は第96条1項により取り消すことができると解されている⁶。

また、締約補助者たるSは、LのためにUからのリース契約申込みの受領機関であったといえると

ころ、相手方のある意思表示において、相手方の為に意思表示の受領機関となった者が、表意者に対して詐欺を行った場合は、相手方自身が詐欺を行ったものとみなされる^{*7}。

3 指揮監督関係：使用者L－被用者S

民法715条は、使用者責任の発生要件の一つとして「ある事業のために他人を使用する」関係、つまり使用関係の存在を要求しているが、現在、この要件は非常に緩やかに解され、事実上の指揮監督の下に他人に仕事に従事させていればよい(実質的指揮監督関係^{*8})。

いわゆる提携リースにおける業務提携契約では、LはSに対して圧倒的に優越的な立場にいる。例えば、リース契約の取扱物件はLが承認した商品に限られ、リース料率はLが定める料率表に拘束され、そればかりか、リース物件についてはSがすべて借主(顧客)の使用目的に合致させる責任を負担し、瑕疵担保責任その他の責任を負担し、不可抗力による履行不能等についてもLは責任を負わず、苦情処理の責任もSが負い、リース契約終了時の処置もSが協力義務を負うものとなっている。

このような実態を前提として、経済産業省も、業界団体であるリース事業協会に対して、「提携販売事業者の総点検及び取引停止を含めた管理強化」等を指示し、同協会もまた提携関係の解消も含めた対応を行う旨述べる^{*9}など、Sの管理体制を強化することを明言しているのである。

このように、一般に、提携リースにおいては、LとSとの間には、使用者責任を基礎付ける事実上の指揮監督関係があるというべきである。

なお、前掲京都地裁園部支判平成21年3月31日(判例集未登載)は、LとSとの間に、「手足として利用する関係」を認定してLの不法行為責任を認めており、指揮監督関係を正面から認定している裁判例として参考になる。

そして、被用者であるSが、その業務に密接に関連して不法行為を行いUに損害を与えた場合は、使用者であるLは、民法715条の使用者責任に基づく責任を負うこととなる。

第4 むすび—提携リース規制法の必要性

このように、現行法においても、提携リースにおいて、LはSの行った詐欺的勧誘や、内容に問題のある契約について、責任を免れることはでき

ない。しかしながら、このようなリースにいわゆる業法規制は全くない上、経済産業省の注意喚起から5年以上何ら有効な対応策をとることができなかったことから明らかなように、業界の自浄能力も皆無であることから、今後、また、新たなリース被害類型が出てくることも予想される。現在発生している悪質な事案については、上記のような法的枠組によって司法的解決がはかられるとともに、被害を未然に防ぐべく、提携リースを規制する立法を行うことが急務と思われる。

2010年9月30日に出された京都弁護士会の「提携リース契約を規制する法律の制定を求める意見書」をはじめ、現在は、愛知県弁護士会、群馬県弁護士会や近畿弁護士会連合会でも同じく規制立法を求める意見書が出されている。立法への動きは、今後急速に全国化していくことになろう。

^{*1} 「御池ライブラリー27号」、住田浩史、2008年4月、8頁
http://www.oike-law.gr.jp/public/oike_27.pdf

なお、本稿でも、前稿に引き続き、リース契約の当事者として、L(リース会社)、S(サプライヤー)、U(ユーザー)との語句を用いることとする。

^{*2} 「小口リース取引に係る問題の解消を目指して—当協会の取り組み状況(平成22年7月～9月)—」、社団法人リース事業協会、2010年11月24日

<http://www.leasing.or.jp/koguti/101124.pdf>

^{*3} なお、提携リースにおいて、役務提供型リースについてリース会社の責任が認められたケースとして、福岡高判平成4年1月21日(判例タイムズ779号181頁)。警備機器のリースを装って、実際には警備業務の提供を契約の目的とした役務提供型リースにつき、ファイナンスリースとはいえないとして、警備機器の時価を超える金額についてのリース会社のリース料請求を信義則上排斥したものであり、先例的価値がある。

^{*4} なお、リース被害において、SとLとの間の代理関係を認めてLの責任を認めたものとして、京都地裁園部支判平成21年3月31日(判例集未登載)、札幌地判昭和63年12月22日(NBL425号22頁)などがある。

^{*5} 「注釈民法(10)」、有斐閣、427頁

^{*6} 『締約補助者の過失に因る当事者の責任』、松阪佐一、「債権者取消権の研究」有斐閣、1962年、208頁

^{*7} なお、提携リースについて、門司簡判昭和62年10月23日(別冊ジュリスト14「消費者リース・フランチャイズ取引」1172頁)は、「リース業者は販売業者と密接な関係にあって、販売業者の営業努力によって自らも売上げを伸ばすという依存関係にもある」とした。また、名古屋簡判平成10年7月33日(判例タイムズ1013号151頁)は、「業務の提携関係にあり、契約締結手続の全てを訴外会社社員に任されていることが認められる」とした。さらに、神戸簡判平成16年6月25日(判例集未登載)は、「リース物件の機種、仕様、価格、納期その他リース契約の諸条件などの顧客に対する説明と確定の作業は、原告がすべて取扱店に任せ、原告は事後的に書面審査をするに過ぎないもので、その限りでは取扱店は、リース契約の締結に至る手続の重要な部分を、前もって原告から任されているものであって、割賦購入あっせんの場合の、販売業者と割賦購入あっせん業者との関係よりもさらに密接な関係にあるということが出来る。」として、信義則等に基づき、いずれもLの責任を認めた。これらの裁判例は、いずれも、締約補助者責任と同様の報償責任的発想に立っている。

^{*8} 最判昭和42年11月9日民集21巻9号2336頁

^{*9} 例えば、「小口リース取引問題の新たな対応策について」、社団法人リース事業協会、2011年1月26日
<http://www.leasing.or.jp/koguti/110126taiou.pdf>